

昭和初期東京吉祥寺における道路拡幅事業と駅前商店街の変化

—家屋所有者の役割に着目して—

Relationship between the construction to widen the road and the change of the shopping district near the Kichijoji station, Tokyo, early Showa-era:
by focusing on the role to which the house owner

高橋 珠州彦*

Suzuhiko TAKAHASHI

要旨：昭和初期の吉祥寺地区で実施された府道拡幅事業を事例に、沿道住民の行動と商店街の形成過程について検討した。府道180号線は、吉祥寺駅に通じる唯一の府道であると同時に、井之頭恩賜公園への接続道路としての役割を担っていた。同道では、拡幅事業の前後で沿道商店街の姿が大きく変わった。事業前後で多くの商業経営者が入れ替わった理由は、家屋所有者か借家人かという属性の違いに関わっていた。また、移転や立退きに伴う補償料の支払い額は家屋所有者と借家人で大きく異なっており、彼らの判断材料になっていた。沿道で最多の家屋を所有していた春山庄右衛門は旧家出身であり、拡幅事業以前は多くの貸家経営を行っていた。事業完了後も沿道に戻り商業を継続する一方、他所出身の商店主らによって結成された商店街組織の代表者として署名している。地域住民の紐帯としての役割を果たした春山氏の行動は、地域形成において重要なものであった。

キーワード：大都市近郊, 道路拡幅, 補償, 家屋所有者, 駅前商店街

I. はじめに

(1) 研究の背景と課題

昭和初期、吉祥寺駅に通じる道路で遊ぶ少年たちの写真がある(図1)。この道路は今日「平和通り」と呼ばれ、吉祥寺地区でいち早く自動車の往来に対応すべく拡幅された道路の一つである。拡幅工事完了直後の様子を伝えるこの写真からは、未舗装もしくは砂利舗装の車道の両側に歩道が整備され、街灯が設置されていることがわかる。本稿では、大都市の近郊地域においてこうした道路整備がどのように進められ、沿道に住む人々にいかなる影響を与えたのかを明らかに

*たかはし すずひこ 文教大学教育学部(非常勤)



図1 平和通り拡幅工事完了後の景観（1939（昭和14）年頃）
（らんスタジオ撮影）

鈴木育夫（2003）『吉祥寺と周辺寸描：鈴木育夫作品集第2集』らんスタジオ，pp86より引用。

する。土地整理事業¹⁾が実施された地域では道路整備は地域全体の計画に組み込まれ、周辺地域の整備と一体的に進められた。一方で市街化が先行し、道路整備が後手にまわった地域は各地に存在する。そこで、昭和初期の東京吉祥寺地区を事例に取り上げ、今日も賑わう商業地で生活を続けた人々の側から道路拡幅事業の進展と沿道商店街の変化を考察する。

「都市化」研究を主要な研究テーマとしてきた都市地理学では、「都市化」を外圧として捉え、その外圧によって都市内部や都市周辺部に生じる何らかの地域的な変化の過程や構造について関心が向けられてきた²⁾。一方、社会経済史分野において、高嶋³⁾や鈴木⁴⁾、沼尻⁵⁾は土地整理事業を実施した地域を取り上げ、地域社会の人間関係や土地利用の担い手が事業の進展や市街地の形成に影響を与える過程を明らかにした。しかし、土地整理の手法は多くの地域で用いられたとはいえ、大都市近郊地域全体に一般化することは不可能である。

近年の歴史地理学では、近代の都市発達において、土地や家屋の所有状況と商店街の特徴との関連に着目した研究が蓄積されている。明治前期の東京を事例とした双木⁶⁾は、土地所有者と借地人や借家人の重層構造に着目し、双方が個々の資産や事情に応じた事業移転などを行っていたことを明らかにした。一方、高橋⁷⁾は東京吉祥寺地区を事例に、地域有力者らが寺院の敷地を駅の建設用地や駅前商店街の用地として利用したことを明らかにした。京都を事例とした渡邊⁸⁾や三倉⁹⁾は、借家人や転入業者が四条通商店街の中心性を特徴づける「文化品種」を扱い、地域特性を維持したことで京都中心市街地の特徴が維持されたことを明らかにした点で示唆に富む。また、岡本¹⁰⁾は京都の「三大事業¹¹⁾」を取り上げ、道路拡幅の有無が周辺の土地利用の差異をもたらすことを指摘しており、市街化が進展する過程において、道路拡幅事業に注目する意

義を示唆している。以上のように、都市近郊地域が市街化する段階に目を向けた研究では、都市形成の技術的な側面への言及が先行したことに比べ、地域に内在する住民生活への質的な検討は、近年ようやく緒に着いた感があり、今後事例研究を蓄積していく必要がある。

(2) 研究対象地域

1932（昭和7）年の「大東京市」成立を契機として、今日の東京特別区に相当する新しい東京市域では多くの土地整理事業が実施された。吉祥寺地区の周辺では、箱根土地株式会社的设计による1924（大正13）年開発の大泉学園町や、1926（昭和元）年開発の国立学園町などが建設された。郊外鉄道会社などによる住宅地開発は、新中産階級の郊外居住への憧れの的となった¹²⁾だけでなく、多くの地主たちが自ら土地整理事業に着手するきっかけを与えた¹³⁾。

吉祥寺地区は東京都杉並区の西側に接し、旧井荻村の全域で行われた井荻土地区画整理事業の事業地域と隣接している。井荻土地区画整理事業は井荻村村長の内田秀五郎が土地区画整理組合長として、全村規模の土地区画整理事業を推進した事例として注目を集めてきた¹⁴⁾。ほぼ同時期に市街化の波が押し寄せた井荻と吉祥寺の両地区は隣接していながら東京市の境界線によって隔てられたために、地域全体に都市計画的手法を用いた井荻地区と大規模な都市計画事業を実施せず市街化を経験した吉祥寺地区という好対照とみることができる。そのため吉祥寺地区の市街化を検討することは、市街化の過程の中で住民や行政がどのように市街化に関わったのかを考察する好例であるといえる。

吉祥寺地区は都心方向と西方の地域を結ぶ五日市街道に沿って開拓された近世の新田村落に起源をもつ（図2）。吉祥寺地区では、1889（明治22）年に開通した甲武鉄道の吉祥寺駅が1899（明治32）年に開設され、1917（大正6）年に井之頭恩賜公園が開園したことで商業施設の集積

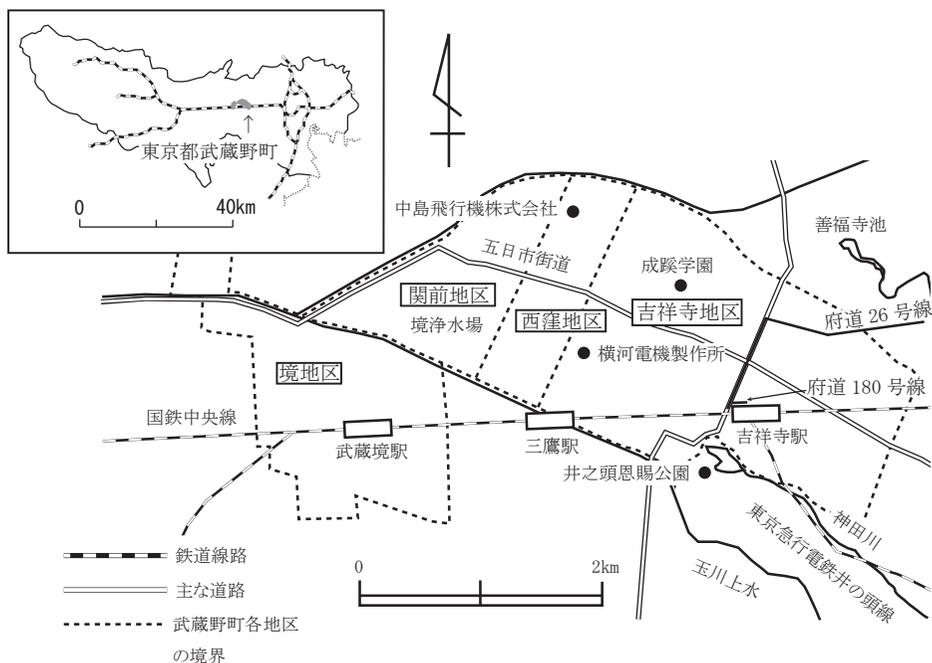


図2 研究対象地域（1945年頃）

注）高橋（2012）の図1に加筆修正した。

が進んだ。開設当初吉祥寺駅の駅舎は鉄道線路の北側のみに設置され、駅舎正面から五日市街道まで北上する道路が、武蔵野村村長や村会議員経験者らによって行われた吉祥寺駅開設促進運動により地主の月窓寺から敷地提供を受けて建設された¹⁵⁾。また、1934（昭和9）年には井之頭恩賜公園への来園者輸送を期待された帝都電鉄井の頭線が、渋谷-吉祥寺駅間で全通し吉祥寺駅は2路線の接続駅となった¹⁶⁾。1937（昭和12）年には、軍用飛行機製造会社であった中島飛行機武蔵野製作所が吉祥寺地区北西部に立地した。明治から昭和初期にかけて続いたこれらの施設立地は、同地区を近郊農村から都市へと変えるきっかけとなった。

本稿では吉祥寺駅北側で実施された府道180号線の改良事業と商店街の形成過程を中心に検討を進め、事業前後の景観復原と家屋所有者の役割に注目する。

II. 府道180号「停車場線」の拡幅事業

『東京府史』によると1931（昭和6）年末の東京府内の府道は304路線ある¹⁷⁾。東京府は、これらの府道に対して1928（昭和3）年頃から二期に分けて府道改良事業を実施した。吉祥寺地区内では府道26号「吉祥寺平塚線」のみが対象路線とされたが、この府道26号線の改良事業完了後、続けて吉祥寺駅と井之頭恩賜公園との接続道路である府道180号「停車場線」の拡幅事業が着手された。郡部における府道の改良が遅れている中、続けて180号線の改良が実施されたことから、東京市域と吉祥寺地区の往来や吉祥寺駅利用者による通行量が当時の道路状態では対応しきれなくなっていたことがうかがえる。

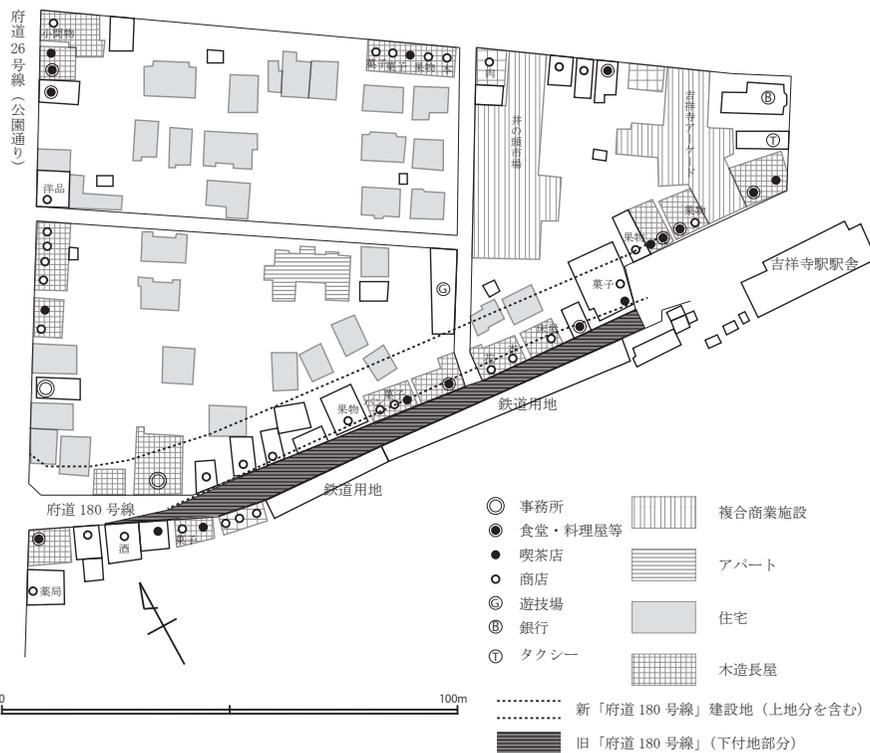


図3 府道180号線拡幅前の商店分布（昭和11年頃）と拡幅事業に伴う上地・下付地の位置

資料：「火災保険特殊地図」、「公図写」、「工事実測平面図」、「道路改修工事ヶ所借地丈量図」をもとに作成

府道180号線の拡幅事業は1938（昭和13）年に実施され、道路総延長162.5mを片側1車線の両側に歩道を整備し幅員11mに拡幅するものであった。この道路は吉祥寺駅開設以来、駅に通じる道として通称「停車場通り」とよばれていた。一方、駅から北へ通じ五日市街道に直接接続する道路は「駅前通り」とよばれた。北側のみに駅舎があった吉祥寺駅では、線路沿いに西に延びる「停車場通り」が、井之頭恩賜公園の開園以降、公園への主要な接続道路としての役割を担った。拡幅以前の同道沿道は南側が鉄道用地に接し北側に商店等が立ち並ぶ景観であった（図3）。同道の拡幅は、南側には拡幅用地を確保できないことから北側に新たな道路用地を確保するため、北側の土地を上地¹⁸⁾し南側を下付する方法で、道路を北側に移設する工事を実施した。

Ⅲ. 府道180号線沿道住民への補償

府道180号線の拡幅事業での買収面積の総坪数は229坪5合2勺であるが、このうち土地面積は201坪1勺、下付地面積は200坪9号6勺であり、200坪余りの土地交換が行われた¹⁹⁾。

府道180号線の拡幅工事では、土地の買収費や移転補償費などを算出する必要があった。しかし、拡幅工事に関係する土地の所有者は全て蓮乗寺・光専寺・月窓寺であり、これまで売買されることなく貸地によって宅地化が進行していた²⁰⁾。「土地評価書²¹⁾」には、前年までに実施された府道26号線拡幅工事に伴う買収地の利用価値を参考に地域住民の意見を加味し、1坪当たりの評価額を一等地43円、二等地40円と算出し、それぞれに借地権料を7円と5円に計上したことが記されている。「土地買収価格並地上物件移転補償料決定及協議開始ノ儀ニ付伺²²⁾」をみると、土地買収費は、当初予算8,300円から9,363円80銭に膨れ上がり、不足分を他の府道整備費用の残額などから補てんしていた。また、地上物件移転補償料として総額35,543円93銭が計上され、土地買収費用の4倍に達していた。

府道180号線の移設拡幅にあたって補償すべきは、新たに道路敷地となる範囲に何らかの権利を有する者たちであり、「営業休止損失補償料及引越料見積書²³⁾」にその詳細が記されている。ここに記載されている家屋数は19軒、家屋所有者数は14名、借家人数は21名（会社1を含む）である。家屋所有者のうち、複数の家屋を所有している人物は、春山庄右衛門（3軒）、竹内豊（2軒）、長屋菊治（2軒）、上野アサ（2軒）の4氏である。所有する家屋を自宅としている人物は11名確認できることから、自宅以外の家屋を貸す貸家経営のほか、所有する家屋の一部を貸す貸間経営を行っていた家屋所有者もいたことがわかる。

東京府は、補償対象者に金額を提示したうえで、承諾書の提出と引き換えに補償料の支払いを実施した。次に3棟の家屋を所有していた春山氏²⁴⁾を例に家屋所有者へ支払われた補償料の内訳²⁵⁾をみる。春山氏は所有する家屋のうち1棟を自宅として、煙草・洋品の小売業を営み、他1棟を3人、もう1棟を1人に貸していた。このうち前者の貸家に住む3人はそれぞれ飲食業、牛豚肉販売、綿ふとん販売を営んでおり、後者に住む1人は会社員であった。春山氏が所有する家屋に関する補償料は、まず自宅の「物件移転料」として1,574.85円、「損失補償料」として1,387.95円の合計2,962.80円が支払われた。「損失補償料」には、「営業休止料」や「引越料」のほか、1ヵ月あたり60円として計算した家賃2ヵ月分が支払われている。2棟の貸家には、春山氏と借家人に対しそれぞれ「物件移転料」が支払われた。前者の貸家では、春山氏に対して「物件移転料」2,076.48円その他、「損失補償料」のうち借家人3人分の家賃補償として1ヵ月あたり25～28円の3ヵ月分に相当する234円の補償が支払われた。借家人3人への「損失補償料」の内訳は、

「営業休止料」と「引越料」のみとなっている。後者の貸家では、家屋所有者に対して「物件移転料」301.65円と「損失補償料」として1ヵ月あたり家賃12円の3ヵ月分に相当する36円が支払われ、会社員の借家人には「物件移転料」と「引越料」のみが支払われた。春山氏に支払われた補償料の合計は5,804.98円であり、本事業で補償料が支払われた関係者のなかで最大であった。また、借家人への補償料は、営業の有無によって大きく異なっていた。

補償料の支払いに対して、受領者は自らの意思を示す移転もしくは立退きの承諾書²⁶⁾などの書類を提出した。移転承諾書を提出した人物は全て家屋所有者であり、借家人は全て立退き承諾書を提出していた。また、債権譲渡に関する書類をあわせて提出している例もみられた。債権譲渡の手続きをとった人物の多くは、家屋所有者のうち貸家経営をしていないか、駅に近い位置²⁷⁾で貸家経営を行っていた人物である。債権譲受人は「債権譲渡通知書²⁸⁾」の記載から、5名中4名が淀橋区や浅草区、中野区に住所を持つ人物であったことがわかる²⁹⁾。

以上のように、拡幅工事によって移転や立退きが必要となった人々が支払われた補償料を受けて個別に判断した結果、沿道商店街を構成する経営者はこの道路拡幅工事を機に大きく入れ替わった。

IV. 府道180号線拡幅前後の沿道商店街

(1) 府道180号線拡幅前の商店街

1935（昭和10）年頃の様子が把握できる「火災保険特殊地図³⁰⁾」で拡幅以前の沿道建物の形状を確認すると、木造長屋に分類された建物が比較的多い。木造長屋は、吉祥寺駅前から府道のほぼ中間付近まで連なっている（図3）。駅前に複合商業施設の吉祥寺アーケード³¹⁾が立地しているほかは、府道180号線沿道は小規模な木造建築物が軒を連ねる景観であったといえる。

沿道商店の業種内訳をみると、「食堂・料理屋等」に分類される建物が6軒確認でき、道路北側の5軒は駅前付近に集中している。道路北側の駅寄りには「喫茶店」も4軒あり、飲食店が多数立地していたことがわかる。これらのほか、果物や菓子を扱う店の多くが駅寄りに位置している反面、公園通り寄りには特に取扱商品の表示がない「商店」に分類されているものが多い。図4-Aの商店名と比較すると、この付近では「ペンキ」「土管ヤ」「八百屋」「パン屋」「ふとん店」などが見られる。このことから、商店街の東側では来街者向けの性格が強く、西側では主に地域内需要向け商品や建設資材などを扱う商店が建ち並んでいたと推察される。

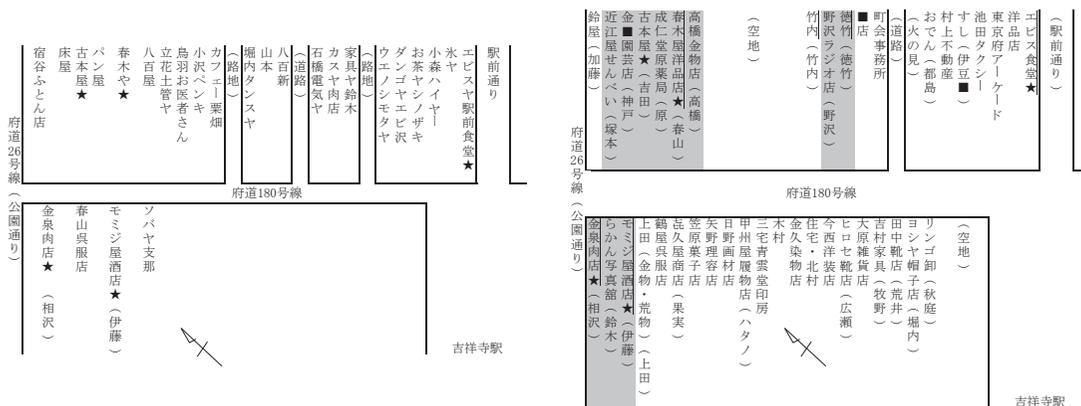
やはり府道180号線沿道の業態を「営業休止損失補償料及引越料見積書」で確認すると、「寿し」や「飲食」「おでん」などと記された飲食業に関わる者が4人、「菓子」「八百や」「パンヤ」など食品小売の者が7人、「煙草洋品」や「靴や」「綿蒲団や」など生活雑貨類の小売業者が4人、建築資材や「家具製造」「仕立物」など製造・建築に関わる者3人、「下宿人」や「同居人」または「無職」など職業が不明の者8人、その他「医師」「下宿屋」「会社員」「理髪」「不動産売買」「タクシィ」が各1人となっている。これらは「火災保険特殊地図」に記載された商店の業種と完全に符合するものではないが、内容を比較すると、府道180号線沿道には、食料品や日用品などを求めて買い物客が集まる性格の他、鉄道を利用して井之頭恩賜公園に向かう行楽客向けの飲食需要や、訪問先への手土産を購入する需要に応える性格をもった商店街が形成されていたと考えられる。

(2) 府道180号線拡幅後の商店街

拡幅前後の個別の商店名と一部は経営者の苗字が記述された『平和通りのあゆみ』添付の「街並み変遷図³²⁾」により、図4-Aに大正末～昭和3年頃の商店構成、図4-Bに昭和15年頃の商店構成を示した。同資料は商店会によって実施された調査成果としてまとめられ、同書の巻末に大正末～昭和3年頃・昭和15年頃・昭和20年・昭和35年・昭和51～52年頃・平成2年の6図が添付されている。これらを比較すると、かつての府道180号線南側の鉄道用地一帯は、道路の移転により生み出された敷地に多くの商店が軒を連ねるようになったことが確認できる。

次に、拡幅後も継続して沿道に店を構えていたことが確認できる商店をみると、道路の北側では吉田氏が経営する古本屋、春山氏が経営する春木屋洋品店、安藤氏が経営するエビス食堂の3軒、南側で相沢氏が経営する金泉肉店、伊藤氏が経営するモミジ屋酒店の2軒が確認できる。経営の有無は確認できないものの苗字のみ連続する事例として、北側で竹内氏・徳竹氏の2軒が確認できる。これら7軒のうち、拡幅事業の範囲に含まれ補償料支払いの対象となったのは、エビス食堂を除く道路北側の4軒である。さらに「営業休止損失補償料及引越料見積書」をみると、4軒のうち家屋所有者の春山氏・竹内氏・徳竹氏の3名が拡幅完了後に道路北側に戻ってきたことがわかる。一方、立退き承諾書を提出した借家人の多くは拡幅事業完了後の資料で名前が確認できず、唯一古本屋を経営していた吉田氏が資料上で確認できるのみである。

新たな商業用地となった府道180号線南側の下付地は、新規に出店した多くの商店が軒を連ねた。図4-Bからその業種をみると、履物・呉服・洋装・帽子などの服飾品や、家具・画材・印鑑・果実といった商品を扱う商店がみられる。この時期に画材店が出店していることは、当時吉祥寺地区に居住していた版画家織田一麿氏の記録³³⁾で、1934(昭和9)年頃から吉祥寺駅前の喫茶店ナナン³⁴⁾を会場に吉祥寺地区に住む美術家を中心となって数々の展覧会を開催し、中央線沿線在住の芸術家や文化人、愛好家を集めていたということと時期が一致しており、地域内居住者だけでなく外部から訪れる客向けの商店が出現し商店街の中心性が上昇していたことを物語っている。



A: 拡幅以前の沿道商店 (大正末～昭和3年頃)

B: 拡幅以後の沿道商店 (昭和15年頃)

図4 府道180号線拡幅前後の沿道商店分布

資料：『平和通りのあゆみ』より作成

注) ■は判読不明文字を表す。

網掛け部分は商店街組織「中央会」に所属が確認できる商店。

ABに共通して存在が確認できるものに★を付した。

Bでは、「移転承諾書」提出の家屋所有者に傍線を付した。

道路拡幅直後の府道180号線の様子は、新たに南側に出店した「ヨシヤ帽子店」経営の堀内由太郎氏の回想から読み取ることができる³⁵⁾。「道路幅は歩道が2mづつ、車道が7mで歩車道が区分された11m道路は駅周辺では珍しく、人目をひく存在であった。また、歩道が先にアスファルト舗装されたものの、車道はしばらく砂利舗装であり、「バスやスピードの有る車が通り抜けると、時には砂利道の小石がタイヤに弾かれて店の中に飛び込んで来る」といった有様で、各商店を悩ませていた。また道路の南側は北側に比べて早く商店が立ち並んで行った様子が、「当時建つ家の殆どが南側で、北側には中々店並が揃わなかった。それでも片側だけでも店が並んで来ると、帽子、靴、布団、荒物、カバン、洋装、染物、骨董、印鑑、呉服、玩具その他多彩な業種の店々が新しい雰囲気を作って」「16年の秋頃になると（中略）商店街らしい風格が現れ始めて来た。新しく出来た道路に新しい店々、意欲に燃える若い経営者達、なんとなく吉祥寺の街を刺激する様な雰囲気が生まれて来た」と記されている。

(3) 商店街の組織化と家屋所有者

拡幅後の沿道に形成された新たな商店街は他所から集まった多くの人々が加わっていた。堀内氏の回想には、「隣組同士の旅行」や「早起きのラジオ体操」、「全店が休んで高尾山や奥多摩などに行った事」など³⁶⁾、家族ぐるみの強い連帯があったことがうかがえる。

新たに形成された商店街では、組織化の動きがあった。『平和通りのあゆみ』では、沿道で最初に組織された団体が1940（昭和15）年に結成された「吉祥寺一丁目町会」だとされている³⁷⁾。当時「一丁目」という町名はないものの、吉祥寺地区の中心としての自負や将来の発展を願って「一丁目」を名乗ったという。一方で、東京都に残された「道路占用願³⁸⁾」には「中央会」の名称が確認できる。この「道路占用願」は、拡幅された府道180号線の歩道の上に買い物客の安全と利便性の為に街路灯を設置する目的で1939（昭和14）年12月に東京府知事宛に提出されたものである。この資料の末尾には「中央会」に属する商店主20名の署名がある。この20名を図4-Bで確認すると、府道180号線の北側で商店を営む人物を中心に構成されていることがわかる。また東京府に願い出る際、旧来からこの付近で商店を営んできた春山庄右衛門氏が「代表」として署名している。この「道路占用願」が提出された翌年には「一丁目町会」が結成されていることや本資料の他に中央会の活動実態を示す資料が見られないことを考慮すると、中央会は街路灯設置を東京府に申請することを目的に形式的に組織された団体であった可能性が考えられる。新出の商店主らによって形成された最初の商店街組織において、地域内の旧家出身で「最古」と目される商店経営者であり、多くの家屋を所有し貸家経営を行っていた春山氏が代表の立場に就いたことは、住民構成が大きく変化する段階であっても旧家出身者が地域社会に果たした役割の大きさを示唆する。

なお、この時に整備された街路灯は、吉祥寺駅周辺に街路灯が導入された初期段階のものと考えられる。「道路占用願」には「占用ノ目的」を「一般交通ノ安全ヲ期スル」としており、「占用使用料」は「町内公用ニ共サル、モノニ付免除」として願い出ている。このことから、商店街として来客や通行人への便宜や安全を自らが担おうとする姿勢がうかがえる。この街路灯は高さ約4mで、電球を一つ備えた構造で、府道180号線の歩道の上に19基設置するよう計画された。

V. おわりに

昭和初期東京では都市計画により震災後の都市再整備が進んだ。郊外では土地整理事業を用いて市街化した地域がある一方、こうした都市計画的な手法を用いず市街化した地域も多い。本稿で取り上げた吉祥寺地区は、関東大震災以降の急激な東京の膨張的拡大の影響を直接受つ土地整理事業を用いず市街化した。近世の新田村落に起源をもつ当該地区では、すでに直線的な街路が備わっており道路の直線化を計画する必要がなかったとはいえ、近世以来の狭隘な街路は幅員を拡幅する必要があった。東京府では東京市外で府道の拡幅事業を計画し、特に交通需要の高い路線から改良事業に取り組んだ。本稿ではこうした府道改良事業と沿道住民の行動との関りを検討した。明らかになった点は以下の通りである。第1に、吉祥寺駅へと通じる府道180号で実施された拡幅事業では、沿道の多くの借家人が立退き補償料を受けて他出し、事業終了後に他所出身者によって新たな商店街が形成されていた。第2に、補償料の支払い額は居住の状況によって異なっており、事業終了後の商業活動再開に影響を与えていた。事業終了後に沿道に戻り商業活動に戻ったのは一部の家屋所有者のみであることから、新旧の商店街に連続性はほとんど見られない。上地・下付地を伴う大規模な道路拡幅事業であったため、事業終了後、家屋所有者は下付地に家屋を所有し続けたのに対し借家人は立退き承諾書を提出し多くが他所に移転した。第3に、沿道で最多の家屋を所有していた春山庄右衛門は旧家の一つで、他所出身の商店主らによって商店街組織が結成された際には、組織の代表として署名していた。春山庄右衛門の行動は、単に貸家経営をするだけでなく、他所出身者中心の新しいコミュニティにおいて、地域住民をつなぎ留める役割となっていた。

都市計画的な手法を用いず市街化した地域では、土地所有者や地域住民の意思が公的な記録に反映することは少ない。しかしながら、都市計画的な手法を用いず市街化した地域をアーバンズプロールのように無秩序に市街化した地域だと断定することはできない。旧家出身者が地域住民を結び付ける役割を果たし、地域の代表としての役割を果たしていたことは地域の市街化に大きく関わる。今回は春山氏の活動の全体像については明らかにしえなかったが、「地域の紐帯」としての役割については今後の課題としたい。

〔引用文献および注〕

- 1) 本稿では先行研究に基づき、土地区画整理事業と耕地整理事業を合わせて「土地整理事業」とし、個別事業名を示す場合には両者を区別する。
- 2) 高橋伸夫・菅野峰明・村山祐司・伊藤悟 (1997) 『新しい都市地理学』 東洋書林
- 3) 高嶋修一 (2013) 『都市近郊の耕地整理と地域社会東京・世田谷の郊外開発』 日本経済評論社
- 4) 鈴木勇一郎 (2004) 『近代日本の大都市形成』 岩田書院
- 5) 沼尻晃伸 (2015) 『村落からみた市街地形成一人と土地・水の関係史尼崎1925-73年』 日本経済評論社
- 6) 双木俊介 (2014) 「明治前期東京における土地所有と借地・借家—下谷御徒町・仲御徒町を事例として—」 歴史地理学 56-5, 2014, pp.17-35
- 7) 高橋珠州彦 (2012) 「大都市近郊地域の市街化と根生いの人々の転業過程—明治後期から高度経済成長期までの武蔵野市吉祥寺地区を事例として—」 都市地理学 7, pp.1-15
- 8) 渡邊秀一 (2015) 「近代京都における商業地域の存在形態—四条通の商店街形成プロセスを視野に入れて—」 佛敎大学総合研究所紀要 22, pp.49-64
- 9) 三倉葉子 (2008) 「近代新京極における土地所有者の動向と都市空間」 日本建築学会計画系論文集 73, pp.1651-

- 10) 岡本訓明 (2008)「近代京都・三大事業における道路拡築事業とその影響」史泉107, pp.61-78
- 11) 近代京都の「三大事業」とは京都市改造事業として実施された琵琶湖疎水の開削、上下水道の整備、「道路拡築」の3事業を合わせた名称である。なかでも「道路拡築」は、道路拡幅と路面電車の敷設を合わせた事業を指す独特な名称である。
- 12) 越沢明 (1991)『東京の都市計画』岩波書店, pp.123-141
- 13) 前掲3), pp.29-39
- 14) 前掲12), pp.146-154
- 15) この促進運動に加わった人物は、小美濃治郎吉・本橋多七・河田太左衛門・池田八右衛門・桜井金八・安藤大助・田辺八百八・高橋亀三郎の8名であった。前掲7), pp.6
- 16) 当時、東京市と公園との交通手段が中央線だけであったため、1913(大正2)年に東京市長坂谷芳郎は、鉄道院總裁に宛てて中央線の電化と笹塚調布間で同年に開通した京王電気軌道を井之頭恩賜公園方面に延伸し東京市内の市電とも接続するよう要望書を提出している。『井之頭公園被設置候之東京府知事乃關係郡長町村長其他ニ対スル報告ノ件 案二』「大正2年土地 公園地 第1種 東京市冊の1」所収(東京都公文書館所蔵 史料番号:301.C5.12)
- 17) 東京府 (1936)『東京府史行政編第四卷』東京府, pp.177-192
- 18) 「上地」とは土地の所有権を役所に“返納”すること、「下付」とは役所から“下げ渡す”ことを指す。土地区画整理事業で実施される土地の交換分合の「換地」に近い。本稿では、史料中に用いられた「上地」や「下付」「下付地」という用語をそのまま用いた。
- 19) 『土地買収価格並地上物件移転補償料決定及協議開始ノ儀ニ付伺』「昭和十三年土木経理 土地雑件 東京府冊之二〇」所収(東京都公文書館所蔵 史料番号:321.D6.9)
- 20) 前掲7)
- 21) 『土地評価書』「昭和十三年土木経理 土地雑件 東京府冊之二〇」所収(東京都公文書館所蔵 史料番号:321.D6.9)
- 22) 前掲19)
- 23) 『営業休止損失補償料及引越料見積書』「昭和十三年土木経理 土地雑件 東京府冊之二〇」所収(東京都公文書館所蔵 史料番号:321.D6.9)
- 24) 1877(明治10)年生まれの春山庄右衛門は10~20才の間東京の足袋屋で奉公し、帰郷後は五日市街道と府道26号線の交差点付近で創業した。府道180号線沿いに移転開業したのは、吉祥寺駅開設以前のことである。a.大橋一範監修鈴木育夫ほか編(1990)『平和通りのあゆみ 吉祥寺平和通商店会協同組合創立30周年記念誌』吉祥寺平和通商店会協同組合, pp.20。また『武蔵野町史』には吉祥寺商店街最古の店舗として紹介されている。b.渡部隆治(1930)『武蔵野町史』太陽新報社, 1930, PP.217
- 25) 前掲23)
- 26) ここでは家屋の位置を移転させる場合に「移転承諾書」、家屋を所有しておらず他所に転居するのみの場合に「立退き承諾書」を提出していたものと考えられる。
- 27) 図4-Aのうち、吉祥寺駅寄りの「氷ヤ」「ダンゴエビ沢」「ウエノシモタヤ」などが該当すると判断できる。
- 28) 『債権譲渡通知書』「昭和十三年土木経理 土地雑件 東京府冊之二〇」所収(東京都公文書館所蔵 史料番号:321.D6.9)
- 29) 武蔵野土地合名会社が指定した債権譲受人は吉祥寺地区内に住所を持ち、同社の「代表社員」として署名している。
- 30) 沼尻素光(2011)『火災保険特殊地図(戦後)武蔵野市』都市整備社。初版は1936(昭和11)年作製, 1949(昭和24)年実測修正。この地図では、木造・コンクリート造・レンガ造など建材による分類がなされている。建物の用途では、住宅や商店、事務所のほか、食堂やカフェ、浴場などの分類が確認できる。1949(昭和24)年の実測修正後に発行されたものであるが、吉祥寺駅周辺に限定すれば道路形状や建物配置などから戦後の状態は反映されていないものと判断できる。
- 31) 前掲7)、吉祥寺駅開設直後に駅前休憩所を開業したA氏が後に開業した複合商業施設。
- 32) 前掲24)、a. 卷末史料。
- 33) 織田一磨(1944)『武蔵野の記録』, 洗林堂書房, pp.27-36
- 34) 織田の記録をもとに前掲29)『火災保険特殊地図』で位置を確認すると、駅前通りを挟んでエビス食堂の向か

い側にあったものと推定できる。

35) 前掲24)、a. pp.103-106

36) 前掲24)、a. pp.104

37) 前掲24)、a. pp.25

38) 『道路占用願』「昭和十五年 土木 道路占用 東京府冊之A」所収（東京都公文書館所蔵 史料番号：322. B6.13)